

各都道府県
財政担当課
市町村担当課
地方創生担当課
新型コロナウイルス感染症対策担当課

} 御中

内閣府地方創生推進室
内閣官房新型コロナウイルス等感染症対策推進室

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の取扱について

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金（以下「臨時交付金」という。）における「電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金」（以下「重点交付金」という。）の追加交付について、「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金（重点交付金）の増額・強化について」（令和5年3月22日付け事務連絡）においてお知らせしたところです。

昨日付で令和4年度一般会計新型コロナウイルス感染症及び原油価格・物価高騰対策予備費の使用が閣議決定され、臨時交付金に1兆2,000億円の増額が措置されました。当該予算は、重点交付金として交付することとします。また、都道府県及び実施事業者において、令和5年度も一般検査事業に係る事務に必要な経費が発生することを踏まえ、検査促進枠交付金の検査体制整備等支援への対応分として50億円を追加配分することとします。

これに伴い、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金制度要綱（令和2年5月1日付通知。以下「制度要綱」という。）について所要の改正を行うとともに、重点交付金の交付限度額について下記のとおり定めました。各地方公共団体におかれましては、関係部局間で十分連携の上、本事務連絡の記載事項に留意して運用されるようお願いいたします。

都道府県におかれましては、貴管内市町村へもこの旨周知されますようよろしくお願い申し上げます。

記

1. 交付限度額について（制度要綱第4関係）

（1）重点交付金

①令和5年3月29日限度額通知に係る分（推奨事業メニュー分）

重点交付金に係る交付限度額は、人口や物価上昇率等を基礎として算定した額とし、制度要綱別紙1の6（2）ア及びイの算式により、別に定める乗率を次に掲げる数値として算定した額とします。

- ・都道府県分 $\alpha = 1.005962668$
 $\gamma = 1.000661818$
- ・市町村分 $\alpha = 1.026360792$
 $\gamma = 1.001517055$

これをもとに算定した地方公共団体ごとの重点交付金に係る交付限度額は別途通知します。

②低所得世帯支援枠に係る交付限度額

制度要綱別紙1の6(3)に基づく交付限度額の算定について、令和3年度住民税非課税世帯等臨時特別給付金による支給世帯数に0.7を乗じた値をもとに交付限度額(概算分)を別途お知らせします。算定された交付限度額(概算分)について、事業の早期執行の観点から特段の事情がある場合は、4月28日までに内閣府までご相談ください。相談を踏まえた正式な交付限度額(概算分)については、5月中に通知する予定です。

制度要綱別紙1の6(4)に基づく交付限度額の算定について、各市町村が重点交付金(低所得世帯支援枠)を活用するとして実施した事業における支援世帯数のうち令和5年度分の住民税非課税世帯数から令和3年度住民税非課税世帯等臨時特別給付金における支給世帯数に0.7を乗じて得た世帯数を引いた値をもとに交付限度額(追加分)を通知することとなります。そのため、交付限度額(追加分)の算定に当たっては、12月頃に各市町村が実施した事業における支援世帯数及び支援世帯数のうち令和5年度分の住民税非課税世帯数等を調査させていただきますので、各地方公共団体においては、12月15日までに各世帯数について確定できるよう、地域の実情に応じた事業を計画されるようお願いいたします。

(2) 検査促進枠交付金のうち検査体制整備等支援部分に係る算定額

令和4年度第2次補正予算で措置された3,000億円のうち50億円を検査促進枠交付金の検査体制整備等支援への対応分として配分することとします。制度要綱別紙1の52エの算式のうち、乗率 α は、以下のとおりです。

$$\alpha = 0.989119683$$

これをもとに算定した都道府県ごとの交付限度額(検査促進枠交付金のうち検査体制整備等支援部分)は、別途通知します。

2. 交付限度額に係る執行上の取扱いについて

今回通知する重点交付金及び検査促進枠交付金(検査体制整備支援等部分)に係る交付限度額については、本省繰越しを行い、令和5年度に執行手続きを行うこととしています。

執行に係る具体的なスケジュールについては、「令和5年度における新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の取扱等について」(令和5年3月29日付け事務連絡)を参照ください。

【照会先】

(1)臨時交付金全般について

内閣府地方創生推進室

臨時交付金担当 畑・中井・小島・仙田・寺田・窪田・中村・反町・上坂
直通 03 (5501) 1752

(2)検査促進計画について

内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室

企画調整担当 佐川・川島・出口・高木・奥玉・西村・塚本・栃木・東
浦・大澤
直通 03 (6257) 3086